平成 25 年 5 月 9 日

各　　位

会　社　名　宝ホールディングス株式会社
代 表 者 名　取締役社長　　柿本　敏男
（コード番号　2531　東証、大証　第 1 部）
問 合 せ 先　財務･IR部長　　掛見　卓也
T　E　L（０７５）２４１－５１２４

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 102 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

１．変更の理由

(1) 当社およびその子会社等からなる当社グループ全体の現在の事業内容および今後の事業展開等を鑑み、持株会社として当社が支配・管理する会社の事業目的および当社自身の事業目的について統合・追加・表現の整備等を行うものであります。
＜現行定款第２条＞

(2) 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映させるため、あらたに名誉会長を置くことができるよう、所要の変更を行うものであります。
＜現行定款第 30 条＞

２．変更の内容

別紙の「定款一部変更新旧対照表」の通りです。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 27 日（予定）

以　上

＜別　紙＞

定款一部変更新旧対照表

（下線は変更部分）

現行定款	変更案	備考
（目的） **第２条**　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） **第２条**　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	
（１）次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理	（１）次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理	
①酒類、酒精、清涼飲料、調味料、その他食料品および食品添加物の製造ならびに売買	①酒類、酒精、清涼飲料、調味料、その他食料品および食品添加物の製造ならびに売買	
②医薬品、動物用薬品、農薬、試薬、工業薬品、微生物工業品、医薬部外品および化粧品の製造ならびに売買	②医薬品、動物用薬品、農薬、試薬、工業薬品、微生物工業品、医薬部外品および化粧品の製造ならびに売買	
③理化学機械器具および医療用具の製造ならびに売買	③理化学機械器具および医療用具の製造ならびに売買	
④以上に掲げる製品の製造用機械設備の設計、製造、売買および貸借ならびに以上に掲げる製品に関する技術の開発、売買および貸借	④以上に掲げる製品の製造用機械設備の設計、製造、売買および貸借ならびに以上に掲げる製品に関する技術の開発、売買および貸借	
⑤遺伝子解析その他の理化学分析および医療に関する検査の受託	⑤遺伝子解析その他の理化学分析および医療に関する検査の受託	
⑥ガラス壜、金属缶、プラスチック製容器および紙製容器等各種容器の製造ならびに売買	⑥包装用容器、包装用品および包装用資材の製造ならびに売買	・現行⑥および⑦を変更案⑥として統合し、文言を整備
⑦包装用品および包装用資材の製造ならびに売買		・変更案⑥に統合
⑧肥料および飼料の製造ならびに売買	⑦肥料および飼料の製造ならびに売買	
⑨農産物および農産加工品の生産ならびに売買	⑧農産物、農産加工品、水産物および水産加工品の生産ならびに売買	・現行⑨および⑪を変更案⑧として統合

現行定款	変更案	備考
⑩きのこ、野菜、果樹および花卉の新品種の開発、売買ならびにこれらの新品種の培養および栽培技術の貸借	⑨きのこ、野菜、果樹および花卉の新品種の開発、売買ならびにこれらの新品種の培養および栽培技術の貸借	
⑪水産物および水産加工品の生産ならびに売買		・変更案⑧に統合
⑫不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業	⑩不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業	
⑬倉庫業	⑪倉庫業、荷役作業の請負、梱包業、解梱業および通関業	・現行⑬および⑯を変更案⑪として統合するとともに「通関業」を追加明記し、文言を整備
⑭一般貨物自動車運送事業および特定貨物自動車運送事業ならびに貨物運送取扱事業	⑫貨物自動車運送事業、海上運送事業、港湾運送事業および貨物利用運送事業	・「海上運送事業」および「港湾運送事業」を追加明記し、文言を整備
⑮自動車の売買、リースおよびレンタルならびに整備業	⑬自動車の売買、リースおよびレンタルならびに整備業	
⑯荷役作業の請負および梱包ならびに解梱業		・変更案⑪に統合
	⑭機械器具設置工事業、電気工事業、土木工事業、管工事業、水道施設工事業およびその他の建設業	・工事関連事業を変更案⑭として追加明記
⑰産業廃棄物の収集および運搬		・変更後の⑫および⑭の附帯事業として位置付ける
⑱携帯受信設備の販売および貸付に関する代理店業		・変更後の⑮の附帯事業として位置付ける
⑲損害保険代理店業および電気通信事業者の代理店業	⑮損害保険代理店業、旅行業、旅行業者代理業および電気通信事業者の代理店業	・現行⑲および㉑を変更案⑮として統合し、文言を整備
⑳郵便切手および収入印紙の販売業		・変更後の⑮の附帯事業として位置付ける
㉑旅行業および旅行業代理店業		・変更案⑮に統合
㉒飲食店の経営	⑯飲食店の経営	
㉓印刷業ならびに書籍、雑誌およびビデオテープ、コンパクトディスク等による出版物の企画、編集、制作、販売	⑰印刷業ならびに出版物の企画、編集、制作、加工および販売	・「出版物の加工」を追加明記し、文言を整備

現行定款	変更案	備考
㉔情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報通信サービス業	⑱情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報通信サービス業	
㉕コンピュータソフトウェアの開発および売買	⑲コンピュータソフトウェアの開発および売買、コンピュータシステムの運用管理の受託ならびにコンピュータ・コンピュータ周辺機器等の売買、貸借および保守	・現行㉕、㉖、㉘および㉙を変更案⑲として統合し、文言を整備
㉖業務用および事務用コンピュータシステムの運用管理の受託		・変更案⑲に統合
㉗コンピュータの導入および利用に関するコンサルティング業務		・変更案⑳に統合
㉘コンピュータおよび周辺機器の売買、賃貸借ならびに保守		・変更案⑲に統合
㉙フロッピーディスク、エムオーディスク、インクリボン、プリンタートナー等の消耗品の売買		・変更案⑲に統合
㉚教育セミナーの開催および出版に関する業務	⑳企業経営・企業運営に関する教育、研修およびコンサルティングの実施ならびにそれらに関する出版物の発行	・現行㉗および㉚を変更案⑳として統合するとともに「研修およびコンサルティングの実施」を追加明記し、文言を整備
㉛マーケティングリサーチの請負および販売促進活動の企画ならびに広告代理店業	㉑マーケティングリサーチの請負、販売促進活動の企画および実施ならびに広告代理店業	・「販売促進活動の実施」を追加明記し、文言を整備
㉜労働者派遣事業	㉒労働者派遣事業	
㉝以上に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務	㉓以上に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務	
（２）不動産の賃貸借および管理	（２）不動産の売買、貸借、管理運用および開発事業	・「不動産の売買および開発事業」を追加明記し、文言を整備
（３）工業所有権の取得、維持、管理、使用許諾および譲渡	（３）知的財産権の取得、維持、管理、利用等の許諾および譲渡	・文言を整備

現行定款	変更案	備考
（４）前各号に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務 （相談役） **第30条**　取締役会は、その決議によって相談役若干名を選定することができる。	（４）前各号に附帯する事業およびこれに関連する一切の業務 （名誉会長および相談役） **第30条**　取締役会は、その決議によって名誉会長１名および相談役若干名を選定することができる。	